

三重県環境影響評価条例の 適用対象を拡大します

1 改正の背景

全国的に、いわゆる「メガソーラー」の設置に対する地域の懸念が広がっており、三重県においても、昨今の**太陽光発電施設に対する懸念等に鑑みて**、より小規模な同施設の設置についても環境保全への配慮が確保されるよう「三重県環境影響評価条例」の適用対象を拡大し、**三重県の実情に応じた制度とするための改正**を行います。

2 改正内容 【施行日：令和9年4月1日】

<現行>

事業の種類(内容)		規模要件	
		環境影響評価	簡易的 環境影響評価
電気工作物 (設置・変更)	水力発電所	1.5万kW以上	—
	火力発電所	5万kW以上	—
	地熱発電所	5千kW以上	—
	風力発電所	7.5千kW以上	—
宅地その他の用地の造成		面積20ha以上	面積10ha以上

※太陽光発電施設の設置については、
造成を伴うもののみ対象

<改正後> ✓

事業の種類(内容)		規模要件	
		環境影響評価	簡易的 環境影響評価
電気工作物 (設置・変更)	水力発電所	1.5万kW以上	—
	火力発電所	5万kW以上	—
	地熱発電所	5千kW以上	—
	風力発電所	7.5千kW以上	—
	太陽光発電所	面積10ha以上	面積5ha以上 (森林の面積1ha以上)
宅地その他の用地の造成		面積20ha以上	面積10ha以上

※太陽光発電施設の設置について、
造成・非造成を問わず対象



改正に伴う経過措置について

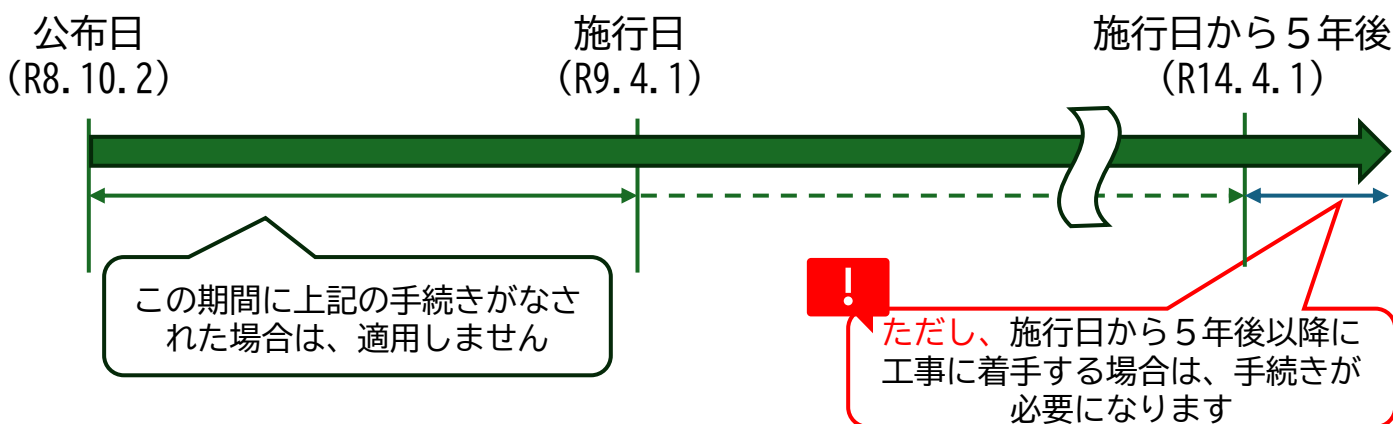
3 経過措置

施行前に既に計画が進んでいる事業への配慮として、施行までに、次の手続がなされた事業については、改正内容について適用しません。

- ・ 森林法の規定による「林地開発許可の申請」や「保安林の指定解除申請」
- ・ 電気事業法の規定による発電所や変電所などの事業用電気工作物を設置・変更する際の「工事計画認可の申請」や「工事計画の届出」
- ・ 都市計画法の規定による「開発行為許可の申請」
- ・ 農地法の規定による「農地転用許可の申請」

※ただし、今回の改正規則施行から5年後以降に工事に着手する場合、上記措置は適用しません。

4 経過措置のイメージ



5 お問い合わせ先

三重県環境生活部環境共生局
地球温暖化対策課 環境評価・活動班
TEL : 059-224-2366
Mail : earth@pref.mie.lg.jp

